

法人 春日部

第 99 号

(平成13年 6 月号)



社団法人 春日部法人会
春日部市大字樋堀 369-4 春日部市商工会館内
T E L 048(761)3551 F A X 048(752)8244



栗橋町「クラッセくりはし」

[写真提供 栗橋町商工会]

みんなで回覧しましょう。

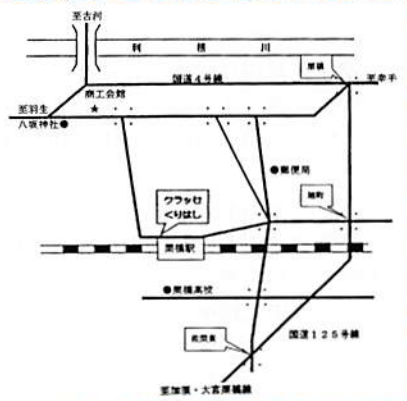
[わ が 町]

栗 橋 町 建物＝クラッセくりはし

栗橋駅東口に、新しい商業集積地として、ショッピングセンター「クラッセくりはし」がオープンしました。クラッセとは、栗橋弁で「ください」という意味と、フランス語で「素敵」という意味から、「栗橋で最も素敵なパティオにぜひお出かけください。」と出店者の想いから名付けました。

広場を囲むツートンカラーの建物は、静桜をイメージした建物であり、店舗では、肉や魚・野菜などの小売店から居酒屋・和食・自転車預かり所の9店舗が集い、コミュニティホールやイベント広場は、人と人とのふれあいを大切にしたい楽しさあふれる空間です。

駐車場も完備しているのでぜひお立ち寄りください。



税 務 署 だ よ り

平成13年度・税制改正の概要

平成13年度の主な税制改正は、次のとおりです。なお、改正点等についてより詳しくお知りになりたい方は、お気軽に最寄りの税務署又は税務相談室へお尋ねください。

1 商法改正による会社分割制度の創設に伴い、企業組織再編成（分割・合併・現物出資等）に関する税制が整備されました（平成13年4月1日以後に行われる組織再編成に適用されます）。

(1) 法人における課税の取扱い

資産が移転する際には、その移転資産の譲渡損益に課税するのが原則ですが、次の組織再編成については、課税を繰り延べることとされました。ただし、対価として金銭が交付された場合には、原則どおり譲渡損益に課税されます。

① 持株比率が50%超の企業グループ内の組織再編成のうち、移転資産に対する支配継続等の要件を満たすもの。

② グループ外企業と共同事業を行うための組織再編成のうち、移転資産に対する支配継続等の要件を満たすもの。

(2) 株主における課税の取扱い

株主が、分割承継法人等の株式のみの交付を受けた場合には、旧株の譲渡損益の課税を繰り延べることとされました。

(3) 引当金などの取扱い

引当金の引継ぎなどについて、組織再編成の形態に応じて必要な措置が講じられました。

(4) 租税回避の防止措置

繰越欠損金等を利用した租税回避の防止規定に加え、組織再編成に関する包括的な租税回避防止規定が設けられました。

(5) その他

① 会社分割に伴う商業登記・不動産登記等に関する登録免許税を合併並みの水準とするなどの軽減措置が講じられました。

② 会社分割による資産の移転は、合併の場合と同様、消費税法上の資産の譲渡等に該当しません（課税対象外）。

（備考）連結納税制度については、引き続き、その導入に向けた検討が進められています。

2 中小企業投資促進税制等

(1) 中小企業投資促進税制（機械装置、一定の器具備品等を取得した場合の30%の特別償却又は7%の税額控除の選択適用）の適用期限が、平成14年3月31日まで延長されました。

(2) 中小企業技術基盤強化税制の特例（試験研究費の税額控除率を6%から10%に引上げ）の適用期限が平成14年3月31日までに開始する事業年度まで延長されました。

3 社会経済情勢の変化への対応

(1) 電子計算機について耐用年数（現行6年）の短縮が行われ、パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除きます）については『4年』、その他のものについては『5年』とされました。

なお、特定情報通信機器の即時償却制度（いわゆる『パソコン減税』）は、平成13年3月31日を以て廃止となりました。

(2) 特定非営利活動法人（『NPO法人』といいます）のうち、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けた法人（『認定特定非営利活動法人』といいます）に対する寄附金について、一般の寄附金の損金算入限度額とは別に、当該損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められることとなりました（平成13年10月1日から適用されます）。

ただし、損金算入限度額の計算に当たっては、特定公益増進法人に対する寄附金と合わせて行います。

(3) 法人の土地譲渡益追加課税制度（一般又は短期所有の場合に、その譲渡益にそれぞれ5%又は10%

の追加課税を行うもの)の適用停止期間が平成15年12月31日まで延長されました。

(4) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、次の①及び②の見直しが行われ、適用期限等が③のとおりそれぞれ延長されました。

① 既成市街地等の内から外への買換えについて、譲渡資産に係る取得時期の制限を平成14年1月1日以後に譲渡されるものについては所有期間10年超のものとなされました。

② 次の買換えは適用対象から除外されました。

イ 水道水源水域に係る特定施設等の移転に伴う買換え。

ロ 新産業都市区域又は工業整備特別地域以外の地域からこれらの地域からこれらの地域内への買換え。

ハ 過度集積地域から特定の拠点地区内への産業業務施設の移転に伴う買換え。

ニ 一定の構造改善事業を営む者の長期所有の土地、建物等から事業の構造改善、事業転換に資する建物、機械装置への買換え。

③ 適用期限の延長

イ 産業活力再生特別措置法の事業再構築計画に基づいて行われる長期所有の土地、建物等から既成市街地等以外の地域内にある土地、建物、機械装置等への買換えは計画認定期限が2年延長されました。

ロ 長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換えは適用期限が3年延長されました。

ハ その他の買換えについては適用期限が5年延長されました。

4 その他

○ 印紙税の軽減措置の延長

『不動産の譲渡に関する契約書』又は『請負に関する契約書(建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるものに限り)』のうち、これらの契約書に記載された契約金額が1千万円を超えるものに対する印紙税の軽減措置が平成15年3月31日まで延長されました。

にせ税務職員にご注意ください!!

税務職員を装い、勤務先、取引銀行等を問い合わせる事例や現金を持ち去る事件がありました。納税者の皆様がこのような被害に逢わないよう、次の点にご注意願います。

1 税務職員が納税者の皆様に電話でお問い合わせをする場合は、提出いただいた申告書等を基にその内容をご本人に確認することを原則としております。

2 税務職員が税務調査を行う場合は、質問検査章と身分証明書(顔写真ちょう付)を携帯しています。身分証明書等で所属、氏名等を確認してください。

3 通常の税務調査において、調査担当の職員が帳簿書類等を預かることはありますが、現金その他の財産を差し押さえることはありません。

なお、いわゆる査察調査など国税犯則取締法に基づき税務職員が強制調査を行う場合は、裁判官が発布した「臨検・捜索・差押許可状」を必ず呈示することとしています。この際、税務職員が許可状に基づき現金等を差し押さえる場合もありますが、差押手続を行った場合には必ず差押目録を作成し、差押目録謄本を交付しています。

4 徴収担当の職員が、納税者の皆様から税金の納付のために現金を受領する場合には、必ず領収証書を交付しています。

5 通常、土日などの休日や早朝・深夜から税務調査を開始することはありません。

ご家族の方が電話での問い合わせを受けられたときは、即答いず、税務職員の所属と氏名をご確認いただき、必ずご本人に相談の上ご回答願います。

不審な点があるときは、その場で税務署又は国税局にお問い合わせください。

《関東信越国税局》

電話・048-600-3111 (代表)

《春日部税務署》

電話・048-733-2111 (代表)

第18回 定期総会

第一部講演

テーマ

「がんに克つために」

国立がんセンター病院

名誉院長 市川平三郎先生



会場内は超満員となった。先生には「自然に生きる」「検診は定期的に受ける」「日本はがん治療が一番の先進国」「100才まで生きてがんで死のう」などのテーマをユーモアを混じえわかり易く講演頂いた。

がんにならない12ヶ条も披露されたが、定期検診を受けバリウムを飲み、早期発見が一番重要であると強調された。

第二部総会

野原副会長の開会により、春日部税務署長他、多数の友誼団体よりのご来賓をお迎えして行なわれた。

定足数の確認後、松永会長の挨拶、議長就任と続き、下記議案が審議され、全議案とも可決された。



▲ 来賓の皆様

執行部席 ▶

平成13年5月29日(火)午後2時～
於 春日部市民文化会館 大会議室

第1号議案 平成12年度事業報告
及び決算承認に関する件
会計監査報告

第2号議案 平成13年度事業計画(案)
及び収支予算(案)承認に関する件

第3号議案 役員改選に関する件
第3号議案では、新役員10名を含め理事89名、監事3名の合計92名の役員が選任された。又、会長には松永功氏が再任された。

その後(社)春日部法人会会長表彰及び感謝状贈呈・退任役員感謝状贈呈と続き、ご来賓の瀧春日部税務署署長、金子春日部県税事務所所長、三枝春日部市長の方々よりご祝辞を頂いた。最後に高浜副会長の閉会のことばにより総会は無事終了した。



▲ 議長・松永会長



▼ 瀧春日部税務署署長



▲ 金子埼玉県春日部
県税事務所所長



▼ 三枝春日部市長



表 彰 受 彰 者 名 簿

財団法人全国法人会総連合功労者表彰

山田 豊吉 様 (有) 騎 西 屋 油 店 (白 岡)
 土屋 久子 様 (株) 土 屋 商 店 (久 喜)

社団法人埼玉県法人会連合会功労者表彰

川崎 勝久 様 (株) 川 崎 人 形 (岩 槻)
 栗野 恒雄 様 (株) ク ワ ノ (岩 槻)
 臺 祥一 様 (株) 台 鉄 工 所 (幸 手)
 長島 喜一 様 ナガシマ工芸 (株) (庄 和)
 河津 穎修 様 (宗 淨 源 寺 (岩 槻)
 富田 英雄 様 (株) トミタモータース (久 喜)
 大隈 春雄 様 大 和 信 販 (株) (幸 手)
 土田 榮一 様 土 田 物 産 (株) (栗 橋)
 木村 幸市 様 (有) 木村コンクリート (杉 戸)



表彰者代表 尾堤英雄 様



退任役員感謝状贈呈
代表 加藤潤一 様

社団法人春日部法人会表彰

功 勞 者 表 彰

社団法人春日部法人会会長表彰状

松永 功 様 (株) 松 永 建 設 (岩 槻)
 村田 睦幸 様 (有) ム ツ ミ (春日部)
 野原 宏 様 野 原 種 苗 (株) (久 喜)
 岩崎 兵吉 様 岩 崎 工 業 (株) (蓮 田)

高浜 彰男 様 高 浜 商 事 (株) (幸 手)
 尾堤 英雄 様 (有) お づ つ み 園 (春日部)
 高橋 靖 様 イハシマルキガス (株) (春日部)
 齋藤 芳男 様 丸 八 地 所 (株) (春日部)
 川崎 勝久 様 (株) 川 崎 人 形 (岩 槻)
 栗野 恒雄 様 (株) ク ワ ノ (岩 槻)
 鈴木 逸郎 様 寒 梅 酒 造 (株) (久 喜)
 飯野 健三 様 (株) 魚 庄 (蓮 田)
 臺 祥一 様 (株) 台 鉄 工 所 (幸 手)
 島村 勇吉 様 (有) 東 京 ベ ン リ 商 会 (宮 代)
 山田 豊吉 様 (有) 騎 西 屋 油 店 (白 岡)
 伴 光治 様 光 和 衣 料 (株) (菖 蒲)
 日下部 勘一 様 鷺 宮 運 輸 (株) (鷺 宮)
 長島 喜一 様 ナガシマ工芸 (株) (庄 和)
 河津 穎修 様 宗 淨 源 寺 (岩 槻)
 齋藤 勝 様 (株) 鷺 宮 製 作 所 (鷺 宮)
 土屋 久子 様 (株) 土 屋 商 店 (久 喜)
 伊藤 茂 様 (株) 芳 美 堂 印 刷 (春日部)
 松田 進 様 (株) 松 田 商 事 (春日部)
 竹ノ内 正元 様 (株) 武 蔵 自 動 車 (春日部)
 小林 久治 様 (株) 北 伸 (岩 槻)
 荒木 節夫 様 (株) ほ て い 家 (岩 槻)
 竹内 光男 様 竹 内 電 気 (株) (岩 槻)
 多ヶ谷 章市 様 (株) 多 ヶ 谷 商 店 (岩 槻)
 富田 英雄 様 (株) トミタモータース (久 喜)
 清山 和男 様 (有) サ ン ビ ド ー (蓮 田)
 大隈 春雄 様 大 和 信 販 (株) (幸 手)
 海老原 健三 様 (株) 海 健 プ ロ バ ン (宮 代)
 関口 勉 様 (株) 関 口 産 業 (株) (白 岡)
 井上 昭助 様 (株) 井 上 工 務 店 (白 岡)
 遠藤 俊作 様 ト ー エ イ 物 流 (株) (菖 蒲)
 大熊 昭祐 様 (株) 埼 玉 原 種 育 成 会 (菖 蒲)
 尾野 嘉昭 様 カ ネ オ 興 運 (株) (菖 蒲)
 遠藤 勝三 様 協 立 運 輸 (株) (栗 橋)
 土田 榮一 様 土 田 物 産 (株) (栗 橋)
 鷺内 松男 様 大 成 金 属 工 業 (有) (栗 橋)
 坂居 亨 様 (株) 坂 居 一 級 建 築 士 事 務 所 (鷺 宮)
 竹井 利光 様 (有) タ ケ イ (鷺 宮)
 木村 幸市 様 (有) 木村コンクリート (杉 戸)
 細井 勝保 様 細 井 自 動 車 (株) (杉 戸)
 遠藤 清 様 (有) 庄 和 商 事 (庄 和)
 堂坂 信行 様 (株) 堂 坂 機 械 製 作 所 (庄 和)
 山崎 英治 様 (有) 山 崎 商 事 (春日部)
 須賀 亨 様 (有) 岩 槻 整 型 (岩 槻)
 中田 幸一 様 (株) 東 邦 商 事 (庄 和)
 松岡 康隆 職員 事 務 局
 岩永 つぎ子 職員 事 務 局

会員増強による表彰

1. 社団法人春日部法人会会長表彰状

(1) 増強目標達成支部

岩槻支部

(2) 功績顕著な加入協力者

㈱あさひ銀行 岩槻支店 様
 ㈱あさひ銀行 春日部支店 様
 埼玉縣信用金庫 春日部支店 様
 ㈱武蔵野銀行 春日部支店 様
 ㈱武蔵野銀行 岩槻支店 様

2. 社団法人春日部法人会会長感謝状

(1) 功績顕著な支援団体

関東信越税理士会 春日部支部 様
 大同生命保険相互会社埼玉支社
 春日部営業所 様

金融機関

埼玉縣信用金庫 蓮田支店 様
 埼玉縣信用金庫 岩槻支店 様
 埼玉縣信用金庫 白岡支店 様

(2) 功績顕著な加入協力者

佐藤 至廣 様
 ㈱サンライト建設(春日部)
 尾堤 英雄 様
 ㈱おづつみ園(春日部)
 根本 純子 様
 富士梱包資材㈱(久喜)
 幸島 幸一 様
 ㈱コーシマ(幸手)
 時澤やよひ 様

大同生命保険相互会社

埼玉支社春日部営業所

3. 社団法人春日部法人会会長表彰状

(高加入率達成)

金賞

銀賞 宮代支部

銅賞 岩槻支部・幸手支部・栗橋支部

杉戸支部

努力賞 春日部支部・蓮田支部・白岡支部

菖蒲支部・庄和支部

敢闘賞 菖蒲支部

齋藤 文次 様 齋藤 手袋 ㈱(久喜)
 富田 穰 様 ㈱クローバーとみた(蓮田)
 大隈 春雄 様 大和 信販 ㈱(幸手)
 秋場 清 様 秋場 不動産 ㈱(宮代)
 栃原 賢 様 ㈱大業宅建(白岡)
 瀬田喜代人 様 ㈱瀬田自動車(菖蒲)
 大塚 茂 様 ㈱新進電機(栗橋)
 崎浜 秀世 様 ㈱ワコーハウス(鷺宮)
 中島 貞吉 様 ㈱ナカジマ(杉戸)
 林 保雄 様 ㈱林製作所(庄和)

福利厚生制度推進功績表彰

社団法人春日部法人会会長感謝状

1. 支部

(1) 大型保障制度新規企業推進目標達成

春日部支部 久喜支部 蓮田支部
 幸手支部 宮代支部 菖蒲支部
 栗橋支部 鷺宮支部 杉戸支部
 庄和支部

(2) 大型保障制度保険金額推進目標達成

久喜支部 菖蒲支部 栗橋支部
 鷺宮支部 杉戸支部 庄和支部

2. 福利厚生制度推進協力者

村田 睦幸 様 ㈱ムツミ(春日部)
 増川 準次 様 ㈱ますかわ電気(久喜)
 藤倉 孝治 様 幸手都市ガス㈱(幸手)
 堀越 正夫 様 ㈱ほりこし(栗橋)
 新井 武 様 新井工業㈱(杉戸)

3. 保険推進員

推進加入優秀推進員

大同生命保険相互会社

埼玉支社春日部営業所

根本 芳子 様
 渡部 房枝 様
 名和ふじ子 様
 大和かつえ 様
 西村しづ子 様
 時澤やよひ 様
 田中麻衣子 様
 小村 啓子 様

退任役員感謝状贈呈

加藤 潤一 様 ㈱ハナカツ(春日部)
 福田 五助 様 ㈱福田鉄筋(春日部)
 森田 稔 様(亡) ㈱森甚(岩槻)
 森田 孝 様(亡) ㈱埼玉団扇(久喜)
 千葉 利明 様 ㈱サカエヤ(久喜)
 栗谷 忠夫 様 ㈱栗谷商店(宮代)
 矢沢 雄 様 ㈱谷沢メリヤス(菖蒲)
 堀越 正夫 様 ㈱ほりこし(栗橋)
 矢納 重則 様 矢納製菓 ㈱(鷺宮)
 鈴木 勉 様 東武ボンド ㈱(鷺宮)
 武井 章 様 ㈱武井鶏園(杉戸)

法人会活性化貢献表彰

社団法人春日部法人会会長感謝状

1. 支部 (会費収納率100%達成)

栗橋支部 杉戸支部

2. 活性化協力者

佐久間 勝 様 わかば商事 ㈱(春日部)
 鶴見 裕 様 ㈱鶴見装備(春日部)
 石山 満 様 岩槻建設 ㈱(岩槻)
 中村 正 様 扶桑工業 ㈱(岩槻)
 増川 準次 様 ㈱ますかわ電気(久喜)

青年部会総会

平成13年5月18日(金) 午後4時～
於 春日部市民文化会館



菊池部会長 清水副署長

春日部税務署より清水副署長、丸山上席調査官を、奥山大同生命春日部営業所長・村田副会長・木村女性部会副部会長をお迎えし、盛大に開催した。

議事

- (1) 第1号議案
平成12年度事業報告
及び収支決算報告承認の件
監査報告
- (2) 第2号議案
平成13年度事業計画(案)
及び収支予算(案)承認の件
- (3) 第3号議案
役員改選について

上記全ての議案が承認可決され、青年部会活動の活性化と平成14年度に十周年記念式典を予定し、準備をする。

第三号議案においては菊池部会長以下37名が選任されました。



退任役員

女性部会

平成13年5月15日(火) 午後3時30分～
於 春日部市民文化会館

春日部税務署より清水副署長、丸山上席調査官、さらに奥山大同生命春日部営業所長、高浜副会長、菊池青年部会長をお迎えして下記の通り開催した。

第一部 総会

議事

- 第1号議案
平成12年度事業報告
及び決算報告承認について
監査報告
- 第2号議案
平成13年度事業計画(案)
及び収支予算(案)承認について
- 第3号議案
役員改選について

上記全ての議案が満場一致で承認された。特に今年度は女性部会の10周年にあたり、11月14日に10周年記念式典を盛大に行なった。第三号議案においては土屋部会長以下41名が選任された。



土屋部会長



清水副署長

第二部 記念講演

「公的年金・公的助成金について」
鈴木社会保険労務士事務所

所長 鈴木浩明先生



講習風景

(株) サトウ 楽器



春日部市中央1丁目8の8
春日部市西口ヨーカドー前

TEL(048)754-6897(代)

平成13年度 税制改正

I 《法人会の税制改正要望の主な実現事項》

平成13年度改正では、一部に明るさが見え始めたものの、昨年末以来の株式市場の低迷、失業率の高止まり、個人消費の低迷など、一進一退の状況にある景気に配慮するとともに、社会経済情勢の変化に対応するため、企業組織再編成に係る税制の整備、社宅投資および中小企業の設備投資の促進を図るための措置、贈与税における基礎控除の引き上げなどが講じられることとなりました。

しかしながら、国・地方合わせて642兆円もの長期債務残高を抱えるなど厳しい財政状況の下で、改正は小幅なものとなり、経済社会の構造変化に対応するための税制の抜本的改革は今後の課題として残されることとなりました。

1 法人税制

(1) 企業組織再編成税制の抜本的見直し

商法改正による会社分割制度の創設に伴い、分割・合併・現物出資等の企業組織再編成に係る税制が次のとおり整備されることとなりました。

イ、法人における課税の取扱い

次の組織再編成については、移転資産の譲渡損益課税が繰り延べられます。但し、対価として金銭が交付される場合は原則どおり譲渡損益に課税されます。

- ① 特株比率50%超の企業グループ内の組織再編成のうち移転資産に対する支配継続等の要件を満たすもの
- ② グループ外企業と共同事業を行うための組織再編成のうち、移転資産に対する支配継続等の要件を満たすもの

ロ、株主における課税の取扱い

株主が分割承継法人等の株式のみの交付を受けた場合には、旧株の譲渡損益の課税が繰り延べられます。

ハ、引当金の引継など

組織再編成の形態に応じて各種引当金の引継が認められます。

ニ、租税回避の防止措置

繰越欠損金等を利用した租税回避の防止規定に加え、組織再編成に関する包括的な租税回避防止規定が設けられます。

ホ、その他

- ① 会社分割に伴う登録免許税が合併並みとなるとともに、不動産取得税について、非課税措置が講じられます。
- ② 会社分割による資産の移転は、合併の場合と同様に、消費税法上の資産の譲渡等には当たらず、課税対象外となります。

(注) 平成13年4月1日以後に行われる組織再編成に適用。

(2) NPO法人に対する寄付金控除等の創設

NPO活動を支援するため、国税庁長官の認定を受けたNPO法人に対する寄付金控除等の特例が次のとおり創設されました。

- ① 個人からの寄付については、寄付金控除が適用されます。
- ② 法人からNPO法人に対する寄付金については、一般寄付金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄付金と合わせてその損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

③ 個人がNPO法人に対して相続財産等を寄付した場合は、原則として相続税の課税価格に算入されません。

(注) 平成13年10月1日から適用。

(3) 電子計算機の耐用年数の短縮

電子計算機の耐用年数が、次のとおり短縮されました。

なお、特定情報通信機器の即時償却制度（パソコン減税）は、平成13年3月31日をもって廃止されました。

① パソコン 改正前6年→改正後4年

② パソコン以外の電子計算機 改正前6年→改正後5年

(注) 平成13年4月1日以後に開始する事業年度（個人は平成13年分）について適用。

(4) 中小企業投資促進税制等

① 中小企業投資促進税制（機械装置、一定の器具備品等を取得した場合の30%の特別償却または7%の税額控除の選択適用）の適用期限が平成14年3月31日まで延長されました。

② 中小企業技術基盤強化税制（試験研究費の税額控除率を6%から10%に引き上げ）の適用期限が平成14年3月31日までに開始する事業年度まで延長されました。

2 土地税制

(1) 土地譲渡益課税制度の期限延長

① 個人の長期譲渡所得の課税の特例

個人が長期所有の土地等を譲渡した場合の譲渡所得について、特別控除後の譲渡益に対する税率を一律26%（所得税20%、住民税6%）とする特例措置の適用期限が平成15年12月31日まで3年延長されました。

② 法人の土地譲渡益追加課税制度の適用停止措置

法人が長期所有（一般）または短期所有の土地等を譲渡した場合の譲渡所得について、それぞれ5%、10%の追加課税を行う土地譲渡益追加課税制度の適用を停止する措置が平成15年12月31日まで延長されました。

3 相続・贈与税関係

(1) 贈与税の基礎控除額の引き上げ

贈与税の基礎控除額が改正前60万円から110万円に引き上げられました。

(注) 平成13年1月1日以後の贈与から適用。

(2) 住宅取得資金の贈与の特例

住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例について、次の措置を講じた上、その適用期限が3年延長されました。

イ、非課税限度額の引き上げ 改正前300万円→改正後550万円

ロ、適用対象に次の贈与を加える。

① その者の所有する住宅について一定の増改築の費用に充てるために受ける金銭の贈与

② 住宅取得資金を贈与により取得した日前五年以内に居住していたその者またはその者の配偶者の所有する住宅を、当該贈与の日の属する年の翌年12月31日までに譲渡する場合等において、その者の住宅の取得または新築の対価に充てるために受ける金銭の贈与

(注) 平成13年1月1日から平成15年12月31日までの贈与に適用。

(3) 相続税の小規模宅地等の特例

相続税の小規模宅地等の特例の適用対象面積が次のとおり拡大されました。

① 特定事業用宅地等 改正前330平方メートル→改正後400平方メートル

② 特定居住用宅地等 改正前200平方メートル→改正後240平方メートル

(注) 平成13年1月1日以後の相続から適用。

4 環境税制

(1) グリーン化税制の創設

自動車税について、排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車については取得後2年間、約13～50%軽減するとともに、保有11年超のディーゼル車、13年超のガソリン車（LPG車を含む）については、税率より約10%重課する措置などが講じられました。

(2) 公害防止用設備の特別償却制度

公害防止用設備の特別償却制度の対象設備にPCB廃棄物処理装置、フロン回収・破壊装置が追加されました。

5 金融関係税制

(1) 株式譲渡益課税

株式譲渡益についての申告分離課税への一本化が2年延長され、源泉分離選択課税制度がその間存続します。また、源泉分離課税のみなし譲渡利益率を5.25%とする特例措置の期限が2年延長されました。

6 その他

(1) 連結納税制度

連結納税制度について、引き続きその導入に向けた検討が進められることになりました。

(2) 年金税制（現在、国会で審議中ですので、今後の動向にご留意下さい。）

企業年金法（仮称）の制定に伴い、次のとおり新たな税制措置が講じられます。

イ、拠出段階

事業主拠出は全額損金算入、従業員拠出は生命保険料控除（最高5万円）が適用されます。

ロ、運用段階

事業主が拠出する掛金およびその運用益等を対象として、退職年金等積立金に対する法人税（特別法人税）が課税されます。

但し、特別法人税の課税凍結期間が平成14年度まで二年延長されるため、実質非課税となります。

ハ、給付段階

① 年金給付の老齢給付金については公的年金等控除が適用され、一時金払いの老齢給付金については退職手当等とみなされます。

② 障害給付金については、所得税が課税されません。

③ 遺族給付金については、相続税法上のみなし相続財産（退職手当金等に含まれる給付）として相続税の課税対象とされ、所得税が課税されません。

II ～ 要望事項以外の主な改正事項～

1 住宅税制

(1) 新住宅ローン減税制度の創設

平成11年から導入されたローン控除制度の適用期限が本年6月末で終了することに伴い、次のとおり新住宅ローン減税制度が創設されました。

居住の用に供する時期：平成13年7月1日から平成15年12月31日まで

控除期間：10年

住宅借入金等の年末残高：5千万円以下の部分

控除率：1%

第61回全法連春の女性セミナー 川越で開催 !!

= 当会より12名参加 =

平成13年4月12日 (木)

於 川越プリンスホテル

全法連主催の春の女性セミナーが、小江戸埼玉川越で開催されました。全国から女性部会員約500名が参加し、当会からは、土屋部会長以下12名が参加しました。

当日は第一講座では、東京国際大学教授の増田正敏氏による「21世紀、日本の再生は女性経営者の感性と創意工夫で！」とのテーマによる講演。第二部は(財)オイスカ会長中野良子氏による

「国際協力と日本の未来」と題して講演会が行われた。

講演会終了後に開かれた懇親会では、全国各地から参加された女性部会員が一同に会した。



第7回 初級社員 職場のマナー研修会

平成13年5月10日 (木)

於 春日部市商工会館 大会議室

講師 A I U 保険会社リスクエンジニアリング部

新入社員とか女性社員を限定せず男女初級社員を対象に行なったもので、今回で7回目となる。

会員企業の成長には人材育成が欠かせません。社員の対応は、企業のイメージを大きく左右します。職場で一般的に行なわれているマナーについて自分の行動を振り返り、電話対応、来客対応、お茶の出し方、上座下座の関係、等を実践しました。最後に法人会で作成した「ビジネスマナー物語」により、組織人としての役割を再認識してもらいました。

又、この研修で使用したビデオを始め、その他のビデオも貸出も致しますので、是非社内研修等でご利用ください。



野原種苗(株)は

農・園芸発展に寄与する、種子・資材・技術等を開発します。
さらに日本国内はもとより世界中からより良いものを導入して
その普及につとめます。



野原種苗株式会社 TEL 0480-21-0002
FAX 0480-23-5005

〒346-0002 埼玉県久喜市野久喜1-1 e-mail: info@nohara-seed.co.jp

決算期別税務講習会開催!!

3月・4月・5月の決算法人を対象に法人税及び消費税についての講習会を下記の通り開催しました。法人会で作成したテキスト『わかりやすい会社の決算・申告の実務－法人税申告へのアプローチ 平成12年度版』及び税務署資料等を使い、講師は関東信越税理士会春日部支部の先生方をお願いした。

日時・会場等

月日	時間	講習会場
4月23日 (月)	午前10時 ～12時	岩槻市中央公民館
	午後2時 ～4時	久喜総合文化会館
4月25日 (木)	午前10時 ～12時	春日部市商工会館
	午後2時 ～4時	



◀ 岩槻会場にて
植田俊英 先生



▲ 久喜会場
石塚健一 先生



▲ 春日部会場
鈴木秀三 先生

支部だより

蓮田支部

商工際さくらまつりへ参加

H. 13. 4. 7



桜吹雪の舞散る下、元荒川河川敷公園において開催された商工際さくらまつりへ「花と緑いっぱい運動」の推進と法人会活動の宣伝を兼ねて出店参加いたしました。当日は花の種の無料配布と法人会事業のチラシの配布を致しました。毎年恒例のイベントに参加することで訪れた市民の方々に法人会の事業活動をPR出来たと思います。

庄和支部

庄和支部ホームページ開設なる

<http://www5.ocn.ne.jp/~hojin/>

Top-page「会員一覧」「コーヒータム」「リクルート(就職情報)」「イベント」「事務局へMail」「掲示板リンク」

いよいよ庄和支部(長島喜一支部長)のホームページが開設された。将来的に上記のページを計画している。1999年に発足した庄和支部HOJIN NET委員会(吉田法夫委員長)が何度も会合を繰り返し手探りに到達した第一段階でもある。

今のところ機能しているのは「コーヒータム」と「事務局へMail」のみでありまだまだの感はあるが将来への期待が膨らむ。タイトルはHOJIN-NET。会員企業一覧も会の性格上掲載したいところだがプライバシー保護の立場から今回は希望する会員に限ることとした。

支部の予算に限りがある。その為のIT活用ということで、お陰をもち運営費のうちプロバイダー費用の予算化も出来た。ページを作成するのは会員の献身的行動によるいわゆる手作りだ。自社ホームページへリンクのできる「コーヒータム」に掲載会員企業は5月現在6社。掲載費5千円の協力金で運営していく。

現在ホームページあるなしに関わらず支部会員へ参加を呼びかけている。近い将来支部の大多数の協力で地域企業の発展と相互研鑽に威力を発揮するだろう。「法人春日部」をご覧の皆さんご指導ご支援をよろしくお願います。

広報委員長 染谷 知英

支部総会特集

〈蓮田支部総会〉



H. 13. 5. 10 (木)

〈蓮田支部女性部会総会〉



H. 13. 5. 11 (金)

〈杉戸支部総会〉



H. 13. 5. 16 (水)

〈岩槻支部総会〉



H. 13. 5. 24 (木)

〈宮代支部総会〉



H. 13. 5. 21 (月)

〈幸手支部総会〉

社春日部法人会幸手支部通常総会



H. 13. 5. 24 (木)

〈白岡支部総会〉



H. 13. 5. 16 (水)

〈春日部支部総会〉



H. 13. 5. 22 (火)

〈春日部青年部会支部総会〉



H. 13. 5. 16 (水)

〈菖蒲支部総会〉



H. 13. 5. 16 (水)

〈久喜支部総会〉



H. 13. 5. 25 (木)

〈鷺宮支部総会〉



H. 13. 5. 10 (木)

会員の声

その1



建築に関する 苦情処理業務

鷺宮支部 坂居 亨

先日、小泉首相は痛みの伴う構造改革を行うと議会で表明がありました。建築業界では既に始まっています。消費者保護のために建築基準法大改正が平成10・11・12年と3年かけておこなわれました。主な改正項目は下記の3項目です。

1. 確認及び検査の民間指定機関に開放
2. 住宅性能評価機関の開始
3. 10年間に住宅保証の義務化

が盛り込まれて居ます。これを受けて建築士法改正により、(社)日本建築士事務所協会連合会が建設省から指定法人として建築設計・監理の「苦情処理業務」を任せられ(社)埼玉県建築士事務所協会が実施することになりました。まだ力量不足ですが、皆様のご利用とご指導により立派に育って欲しいと念じています。(当初の相談料は無料です)。

会員の声

その2

幸手支部 増田 増造

私は幸手市で料理店(有)ときわやを営んでおります。親代々から家業を引継いで居りますが、現在の経済状況から見て同業の店も多く、容易ではありません。幸いに長男が継いでくれておりますので、私と長男と妻の3名とパート3名で日々を頑張っています。しかし健康が何より大切、それだけは気を付けております。

＝ 思うがまゝ ＝ その1

古代製鉄法と 灯籠の話

白岡支部

白岡冶金株 鈴木 泰

風薫る五月も過ぎ、日増しに暑さも加わってまいりましたが、皆様におかれましては御変わりなくお過ごしのこととお慶び申し上げます。日頃の皆様のご指導に対しましてこの場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

去る二月中旬に熱処理技術研究会で千年以上の歴史をもつ日本独特の製鉄法である「たたら製鉄」を奥出雲の横田町で見る機会に恵まれました。約3トンの木炭と13トンの砂鉄を用いて、三昼夜ケラ押し法にて約1トンの鋼を作る工程で出鉄に立会えました。あの場面は今でもありありと思ひ浮かびます。又精錬中の炉から吹き上がる炎とその色の美しさに熱く感動してきました。現在は全部日本の刀の材料に使用している物です。このような「たたら製鉄」法で加工した物が日光東照宮の灯籠寺に見られる。日光東照宮には諸大名などが献納した灯籠123基程あると言われている。その中で私共が興味深いのは、仙台藩主伊達政宗公が献納した鉄製の灯籠がある。それは政宗公がポルトガルから鉄材を輸入し領内の租税三年分の費用をかけて作ったと言われる「南蛮鉄灯籠」である。二月下旬の外の気温はマイナス11度であったがこの鉄灯籠に思わず触れてみた。冷たかったが、さぞかし表面は錆でザラザラし腐蝕して細まっているだろうと思ったが、ほぼ四百年経っているのに表面は意外な程滑めらかであった。確かに表面は錆色ながらほとんど腐蝕は進んでおらず灯籠の格子も何ら細っていなかった。どうして雨・雪の中腐蝕しないのだろうか、興味は尽きなかった。これは奈良法隆寺の釘と同じかもしれないと思った。

精密金属熱処理加工業

浸炭焼入、真空焼入、調質等

白岡冶金株式会社

白岡町下大崎869-1(白岡工業団地内)

TEL 0480(93)0234 FAX 0480(92)7253

＝ 思うがまゝ ＝ その2

「子供たちに教えられた チャレンジ精神」



岩槻支部
武蔵野銀行 岩槻支店
支店長 飯島 荘博

縁あって私は15年前より地元でボーイスカウト活動に携わっています。

日頃はカブスカウト（小学校3～5年生）の隊長として子供達と一緒に自然の中での野外活動（キャンプ、工作、ゲーム等）や奉仕活動等を行っています。

先日、近くの博物館で縄文時代の催しがありましたのでスカウトを連れて見学に行ったところ『火起こし』の体験コーナーがありました。

そこで、ぜひ子供達に『火起こし』の体験をさせてあげようと、まず私が実演をして見せることにしました。スカウトの見守る中、大汗をかきながらも何とか木の焦げる匂いと共に煙りが出るまでこぎつけたので、とりあえず隊長としての面目を保つことが出来ました。そして何人かのスカウトに火起こしの真似ごとを体験させ『火起こし』に

ついて教えたつもりでいました。

ところが何と、私が目を離している間に子供達だけで見事火を起こしてしまっただけではないか！燃え上がる炎に博物館の職員も私もびっくりするやら大慌て。

お互い顔を見合わせ思わず苦笑いしをてしまいました。

後で興奮ぎみのスカウト達に尋ねたところ「何としても火を起こしてみたかったので、みんなでやり方を考え、工夫し、そして協力しあい頑張つて火を起こした」との事であった。

活動の方針でもある『素直であります・自分のことを自分でします・互いに助け合います・幼いものを労ります・すすんで良いことをします』といったカブ隊のさだめの一つを自然と身につけてくれたことに対し本当に嬉しく思いました。

また、『火起こし』について子供達に教えたつもりでしたが、目標に向けてのチャレンジ精神や、仲間との協力など、むしろ教えられたのは私のほうでした。

一方、銀行員として世の中に目を向けますと日本のリーダーも代り財政再建、経済の回復に向けて大きく動き出そうとしていますが、景気はまだまだ大変厳しい状況にあります。このような厳しい時こそ先程の子供達のようにみんなで力を合わせると共に工夫もし、目標に向かって明るく元気に頑張つて行きたいものです。

《 厚生委 だより 》

(I) 大同生命保険相互会社

埼玉支社 春日部営業所
TEL 048-734-3371 FAX 048-739-1156

大型保障制度創設30周年記念商品
新登場!!

◎企業保障プラン（無配当） 疾病重点型 Rタイプ

経費削減の強い味方！

保険料を徹底的に下げたいならこの商品！

何と！ 約46%保険料がDOWN!!

「保険料を安くして欲しい」

そんな経営者の声にお応えしました!!

ポイント ① 団体割引

ポイント ② 無配当定期保険

ポイント ③ 健康体割引（非喫煙料率）

（例）死亡保険金5,000万円 男性

契約年齢40歳 団体料率適用 月額1万800円

◎ 入院1日目から保障

◎ 最長3年まで保障

生きるための保障がパワーアップ！

ちょっとした病気やケガから

長期の入院・加療まで、手厚い保障が加わりました。

つきましては、当社の営業推進員にお尋ね下さい。

(II) AIU 保険会社

さいたま支店 048-641-7510 FAX048-649-2377

法人会のスーパー任意労災 『アットワーク』の特徴

- ・役員、従業員、パート、アルバイト、全員のケガの保障ができます。
（建設業の方は下請も保障する事ができます）
- ・法人会会員企業様割引を適用します。
- ・医師による診査はありません。
- ・お名前は頂かなく、人数で契約できます。
（従業員さんの入替等も自動的に保障します）
- ・保険金は労災認定を待たずにお支払します。
- ・入院は1日目から保障します。
- ・業務上のケガで就業不能となった場合
休業保険金日額をお支払いします。
- ・掛金は全額損金です。

売上高と業種をお知らせ下さい。
目安の掛金をお知らせします。

担当 菊地・木宮・福竹まで

(Ⅲ) アメリカンファミリー生命保険会社

埼玉支社 048-645-1245

もし、あなたの大切な人が“がん”で入院したらどのくらいの費用が必要か？

AFLAC調査によると、入院準備費用や差額ベッド代など、がん治療にかかる自己負担金の合計額は、平均で、149万5000円（2000年3月調べ）。一家の大黒柱が入院・手術となれば、生活費用の補てんも必要になります。

がんと闘い、克服して生きるために大きな支え

となる「がん保険」は、もはや、生活必需品。

AFLACが、日本のがん保険契約者の約8.5割の方々に選ばれているのは、高い信頼性の証です。例えば、1兆円を突破したがん保険入院給付金支払い累計、請求手続きから支払いまで約2.5営業日というスピード対応、請求手続きに対する高い満足度（非常に満足+まあ満足=98.2%）といった客観的指標からも、国内シェアNo.1の強さの理由がわかります。

詳しくは、当社の推進員がご説明させていただきますので、お気軽にお尋ね下さい。

税に関する意見・要望は国税モニターへ

税については多くの方々が、いろいろなご意見やご要望をお持ちのことと思います。

税務署では皆さんと税務署のパイプ役として、国民の方々の中から国税モニターを委嘱しています。皆さんのご意見をお近くの国税モニターにお寄せください。

平成13年度の春日部税務署の国税モニターは次の方々です。

(敬称略)

氏名	郵便番号	住所	電話番号
田中 貞二 氏	344-0007	春日部市小淵702-6	048(752)6992
吉岡 まさえ 氏	344-0044	春日部市花積267-2	048(754)0637
多ヶ谷 章市 氏	339-0057	岩槻市本町2-1-31	048(756)0133
浅子 和枝 氏	339-0057	岩槻市本町1-16-7	048(756)2783
八木原 幸子 氏	346-0003	久喜市中央1-9-50	0480(23)6151
大谷 智子 氏	349-0217	白岡町小久喜1174-2	0480(92)2914
小澤 正美 氏	340-0217	鷺宮町鷺宮2-8-13	0480(58)1193
佐藤 勝子 氏	344-0112	庄和町西金野井185-16	048(746)0476

◎ご寄稿ありがとうございました。

加藤・伊藤・川崎・富田・栗原・吉田・瀧澤・秋場・栃原・進藤・大塚・坂居・木村・染谷・松岡